

議案第 57 号

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成 24 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「定める」の次に「布設工事監督者が有すべき」を加え、同条第 1 号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科」に、「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に、「3 年」を「2 年」に改め、同条第 3 号中「又は高等専門学校」を「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「卒業した後、5 年」を「卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2 年 6 月」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 3 条第 8 号中「第二次」を「第 2 次」に改め、「又は水道環境」を削り、「1 年」を「6 月」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（11）建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「に相当する課程」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に、「による」を「に基づく」に、「2年」を「1年6月」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条中「定める」の次に「水道技術管理者が有すべき」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を修めて卒業した後」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」に、「4年」を「2年」に、「者については6年」を「者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業した後」を「卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「を卒業した者」を「の卒業者」に、「5年」を「2年6月」に、「を卒業した者については7年」を「の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において

同じ。)については3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。